

感 感 発 1117 第 4 号

令 和 5 年 11 月 17 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

「抗微生物薬適正使用の手引き 第三版」の周知について

日頃より感染症行政の推進につきましては、御支援と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

全世界的に深刻な問題となっている薬剤耐性（Antimicrobial Resistance; AMR）に係る対応については、「抗微生物薬適正使用の手引き 第二版」の周知について」（健感発 1205 第1号令和元年12月5日）等を踏まえ、ご協力いただいているところです。

今般、「抗微生物薬適正使用の手引き 第三版」を取りまとめました。主な改訂内容は、下記のとおりです。

つきましては、本手引きについて広く活用いただけるよう、貴管内の医療機関等への周知をよろしくお願いいたします。なお、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会に対しても別途通知していることを申し添えます。

記

1 主な改訂内容

外来編の内容を更新し、新たに入院編を書き下ろすとともに、本編と別冊と補遺の3部編成とし、所要の改正も行った。

（参考）「抗微生物薬適正使用の手引き 第三版」の掲載先：

本編 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001168459.pdf>

別冊 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001168457.pdf>

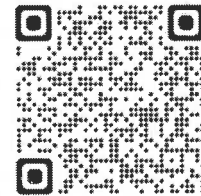
補遺 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001168458.pdf>



本編



別冊



補遺